

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第592号）

2022年1月21日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

生態環境部、企業環境情報開示の様式準則を発表

生態環境部は2022年1月4日、『企業による法に基づいた環境情報開示の様式準則』を公布しました。同準則は生態環境部が昨年5月に発表した『法に基づいた環境情報開示制度の改革方案』などの方針に基づき、関連企業の環境情報開示内容を詳細化するものであり、22年2月8日より実施するとしています。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ **金融リース会社の特別目的会社管理弁法の発表に関する中国銀保監会弁公庁の通知**
（中国銀行保険監督管理委員会、1/7）

貿易政策

- ✓ **クロスシクリカル調節の着実な実施による対外貿易の安定化に関する国務院弁公庁の意見**
（国務院、1/11）

産業政策

- ✓ **『産業構造調整指導目録（2019年本）』の改定に関する国家発展改革委の決定**
（国家発展改革委員会、1/10）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

生態環境部、企業環境情報開示の様式準則を発表

生態環境部は『中華人民共和國環境保護法』、『中華人民共和國クリーン生産促進法』、『法に基づいた環境情報開示制度の改革方案』、『企業による法に基づいた環境情報開示の管理弁法』(以下、弁法)などの法令規則に基づき、『企業による法に基づいた環境情報開示の様式準則』¹(以下、準則)を策定しました。環境情報の開示が義務付けられる企業に対し、年次、臨時環境情報開示報告の記載内容を具体的に定めている他、企業の種類(強制的クリーン生産の審査を受ける企業、関連条件を満たす上場企業、債券発行体)によって追加で開示が必要な情報も明記しています。主な内容については以下をご参考ください。

環境情報の開示が義務付けられる企業の種類等の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 589 号に掲載された弁法の内容²をご参照ください。

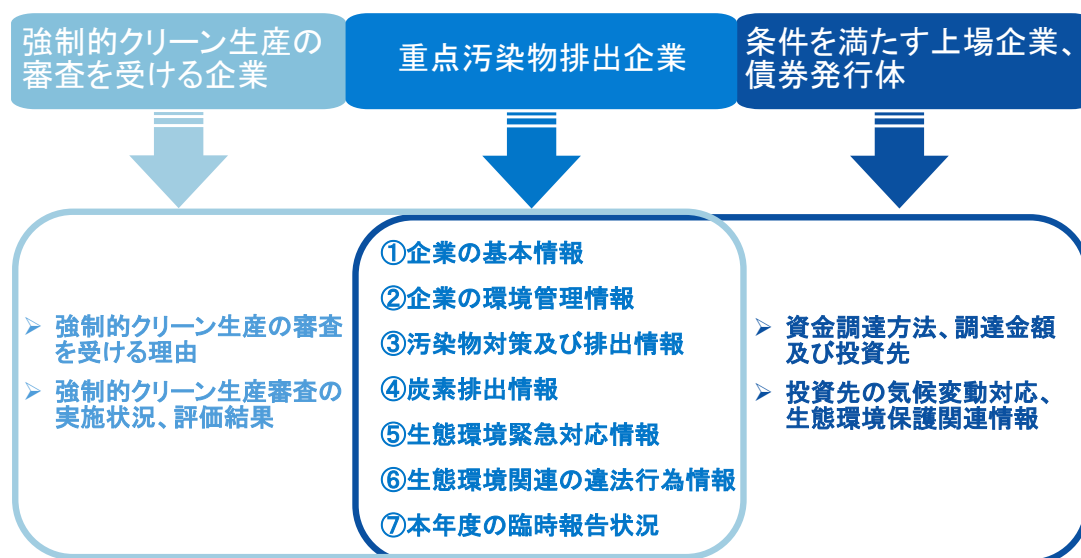
□ 年次環境情報開示報告の記載内容

環境情報の開示が義務付けられる重点汚染物排出企業等は、年次環境情報開示報告で、①企業の基本情報、②企業の環境管理情報、③汚染物対策及び排出情報、④炭素排出情報、⑤生態環境緊急対応情報、⑥生態環境関連の違法行為情報、⑦本年度の臨時環境情報開示報告(以下、臨時報告)の公開状況などの内容を記載しなければなりません。

また、強制的クリーン生産の審査を受ける企業、関連条件を満たす上場企業、債券発行体に該当する場合、上記①～⑦の関連内容に加え、追加の情報開示も求められます。

企業の種類別の開示内容については、図表 1 をご参照ください。

【図表 1】企業の種類別の開示内容



(準則に基づき、中国アドバイザー一部作成)

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk05/202201/t20220110_966488.html

² 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 589 号は以下の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0641-XF-0105.pdf>

なお、年次環境情報開示報告の記載内容の詳細については、図表 2 をご参照ください。

【図表 2】 年次環境情報開示報告の記載内容

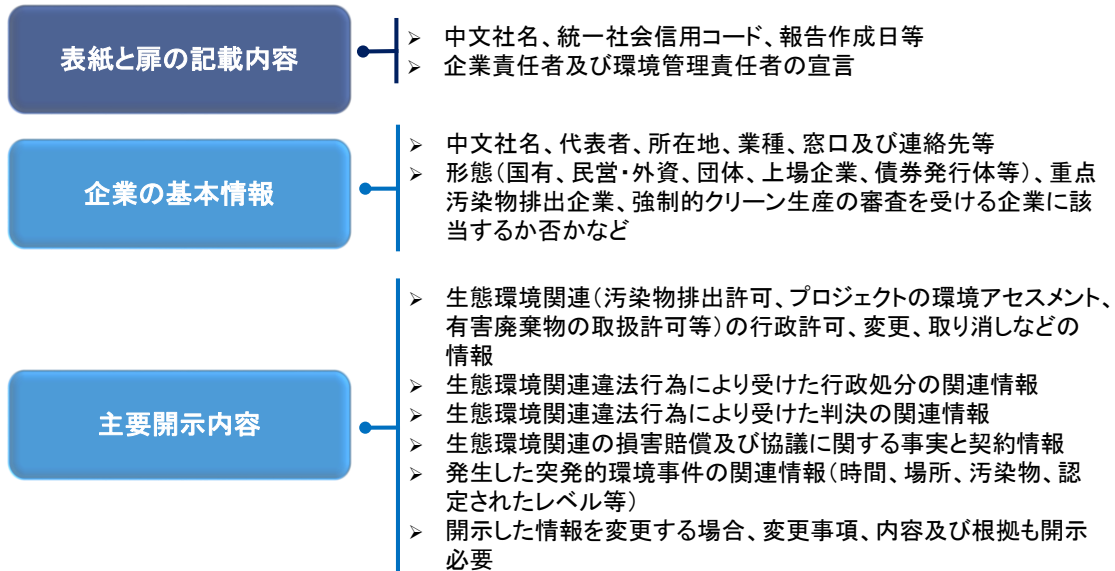
表紙と扉等の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中文社名、統一社会信用コード、報告年度及び作成日等 ➤ 企業責任者及び環境管理責任者の宣言 ➤ 専門用語及び説明
重要環境情報の提要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当年度の生態環境関連行政許可の変更情報(新規取得、変更、延長、取り消し、申請中等を含む) ➤ 当年度の主要汚染物及び炭素の排出状況 ➤ 当年度に受けた行政処分や判決等
①企業の基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 中文社名、代表者、所在地、業種、窓口及び連絡先等 ➤ 形態(国有、民営・外資、団体、上場企業、債券発行体等)、重点汚染物排出企業、強制的クリーン生産の審査を受ける企業に該当するか否かなど ➤ 主力製品及びサービス、生産工程(国・地方の奨励類・制限類・淘汰類対象への該当状況)
②企業の環境管理情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生態環境関連(汚染物排出許可、プロジェクトの環境アセスメント、有害廃棄物の取扱許可等)の行政許可 ➤ 環境保護税の納付情報 ➤ 環境汚染責任保険の加入情報 ➤ 環境保護信用評価
③汚染物対策及び排出情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全ての汚染防止対策施設の情報(施設名称や汚染物、不具合施設の名称や原因、外部保守業者の情報等を含む) ➤ 水質・大気汚染物質の排出情報(非組織的排出、外部測定機関の状況等を含む) ➤ 工業固体廃棄物及び有害廃棄物の名称や種類、成分、排出、貯蔵、流通、利用、処分などに関する情報 ➤ 騒音監視装置や粉塵対策などに関する情報 ➤ 汚染排出許可管理を受ける場合、汚染排出許可証執行報告の作成・公開情報も開示必要
④炭素排出情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当年度及び前年度の実質炭素排出量 ➤ 排出権の決済状況 ➤ 温室ガス排出量及び報告様式もしくは技術規範に基づき、排出施設、排出量計算方法等を開示
⑤生態環境緊急対応情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 突発的環境事件の緊急対応計画、届出機関及び届出番号 ➤ 既存の生態環境緊急対応資源 ➤ 突発的環境事件の緊急対応状況 ➤ 重大大気汚染の応急対策の実施状況等に関する情報
⑥生態環境関連の違法行為情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生態環境関連違法行為により受けた行政処分の関連情報 ➤ 生態環境関連違法行為により受けた判決の関連情報
⑦本年度の臨時報告状況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 臨時報告の実施回数 ➤ 臨時報告の主要内容等
強制的クリーン生産審査情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 強制的クリーン生産の審査を受ける理由 ➤ 強制的クリーン生産審査の実施状況、評価結果
条件を満たす上場企業、債券発行体の開示情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 資金調達方法、調達金額及び投資先 ➤ 調達資金の投資先となるプロジェクトの気候変動対応、生態環境保護などに関する情報(②～⑦の関連内容を参照して開示)

(準則に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 臨時報告の記載内容

なお、臨時報告の記載内容について、準則は弁法より細かく定めています。その詳細については図表 3 をご参照ください。

【図表 3】 臨時報告の記載内容



(準則に基づき、中国アドバイザー一部作成)

生態環境部の責任者は 1 月 10 日の記者会見で、情報開示の的確性や適用性を向上させるために、生態環境の管理状況に基づき、今後、準則を適時に調整・改定する可能性があるとした上、業界団体(協会)による関連業界での環境情報開示規範策定を奨励することも述べました。

当局が ESG 経営の強化に向けて関連制度の整備に取り組む中、条件に当てはまる企業は ESG 関連情報の開示、コーポレートガバナンス上の対応に留意する必要があると思われます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

金融リース会社の特別目的会社管理弁法の発表に関する中国銀保監会弁公庁の通知

(原文：中国银保监会办公厅关于印发金融租赁公司项目公司管理办法的通知)

銀保監弁発 [2021] 143 号

中国銀行保險監督管理委員會 2022 年 1 月 7 日公布・実施

【主要内容】

- 本弁法でいう特別目的会社とは、金融リース会社（金融機関係ファイナンスリース会社）及びその専門子会社がファイナンスリース業務を行うために設立した会社を指す
- 金融リース会社及び専門子会社は特別目的会社に完全出資しなければならない。傘下にある全ての特別目的会社の資本金合計は連結純資産の50%を超えてはならない
- リース物件については、航空機（エンジンを含む）、船舶、コンテナ、海洋構造物、建機、車両及び中国銀行保險監督管理委員會（以下、CBIRC）が認めたその他の設備が挙げられる
- 金融リース会社及び専門子会社は中国域内の保税區、自由貿易試験區、自由貿易港等において特別目的会社を設立してファイナンスリース業務を展開することが可能である
- 特別目的会社はファイナンスリース及び関連輸出入業務に加え、リース物件の譲渡、売却、金融機関や株主からの借入、中国域外における資金調達などを行うことが可能である
- 金融リース会社及び専門子会社は特別目的会社を連結決算の対象として関連業務を自社のリスク管理体系に盛り込まなければならない。単独の特別目的会社は原則として独立した部門と人員を設け経営管理を行ってはならない
- 1つの特別目的会社は1件のリース契約もしくは単一の借手に対応すること
- 専門子会社は中国域外において特別目的会社への投資・融資を目的とした管理型特別目的会社を設立することが可能である。専門子会社が設立できる管理型特別目的会社は原則として3社を超えてはならない。専門子会社は管理型特別目的会社を設立する場合、設立前30営業日以内にCBIRCの出先機関に報告しなければならない
- 債券を発行した管理型特別目的会社の未償還残高は原則として専門子会社のネットキャピタル（連結）の5倍を超えてはならない
- 中国域内の特別目的会社は単層構造であり、傘下に更に特別目的会社を設立してはならない。中国域外の特別目的会社は原則として2層を超えてはならない
- 本弁法は1月7日より実施する。これにより、『金融リース会社の域内保税區における特別目的会社の設立によるファイナンスリース業務の展開に係る問題に関する中国銀監会の通知』（銀監発 [2010] 2号）は廃止となる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1030448&itemId=928&generalType=0>

貿易政策

クロスシクリカル調節の着実な実施による対外貿易の安定化に関する国務院弁公庁の意見

(原文：国务院办公厅关于做好跨周期调节进一步稳外贸的意见)

国弁発 [2021] 57 号

国務院 2022 年 1 月 11 日公布

【主要内容】

- 従来型対外貿易企業、越境EC及び物流企業などによる海外倉庫の建設、利用に対する金融支援を強化する
- コモディティの安定した国内供給と輸入を確保する
- 消費品輸入のポテンシャルを掘り起こし、越境ECの小売り輸入品リストの最適化を一層進め、輸入品

の種類や越境EC試験区を拡大する

- 国際物流の圧力緩和のため、対外貿易企業による海運企業との長期契約の締結を奨励する
- 2022年に輸出に係る税金の還付手続きの所要時間を6営業日以内に短縮する
- 金融機関による中小規模・零細対外貿易企業への金融支援を奨励し、中小規模・零細対外貿易企業による為替先渡取引の実施を支持する
- 金融機関による大手対外貿易企業の川上・川下企業に対する商流ファイナンス関連商品・サービスの提供を誘導する
- 経常項目における人民元のクロスボーダー使用を拡大し、クロスボーダー人民元決済システムの構築と普及を穏やかに推進する
- 繊維品、アパレル、家具、靴、プラスチック製品、バッグ、玩具、石材、セラミックス、農産品等労働集約型製品を輸出する企業に対し、税金や行政関連費用の引き下げ、輸出金融、雇用安定等の面での支援策を着実に実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/11/content_5667631.htm

産業政策

『産業構造調整指導目録（2019年本）』の改定に関する国家発展改革委の決定

（原文：国家发展改革委关于修改<产业结构调整指导目录（2019年本）>的决定）

中華人民共和国国家発展和改革委員会令第49号

国家発展改革委員会 2022年1月10日公布・実施

【主要内容】

- 仮想通貨のマイニングを『産業構造調整指導目録（2019年本）』の「淘汰類」に追加し、関連事業への投資を禁止する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzqgw/202201/t20220110_1311640.html?code=&state=123

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。